

○国土交通省告示第六百七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和二年六月十六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和御所道路（大和区間）」・奈良県橿原市土橋町地内から同市曾我町地内まで及び同市新堂町地内から同県大和高田市勝目地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事並びに一級河川改修工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 奈良県橿原市土橋町、曾我町及び新堂町地内  
奈良県大和高田市出及び勝目地内
- 2 使用の部分 奈良県橿原市土橋町、曾我町及び新堂町地内  
奈良県大和高田市出及び勝目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和御所道路（大和区間）」）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事並びに一級河川改修工事」（以下「本件事業」という。）は、奈良県大和郡山市伊豆七条町地内の郡山下ツ道ジャンクションから橿原市新堂町地内の橿原高田インターチェンジまでの延長13.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事並びに一級河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「大和御所道路（大和区間）」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される一般国道及び市道の従来機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法第3条第2号に掲

げる一般国道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により阻害される一級河川の従来機能を維持するための改修工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道24号「京奈和自動車道」（以下「本路線」という。）は、京都府京都市を起点とし、和歌山県和歌山市に至る延長約120kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する奈良県大和郡山市及び五條市は、工業製品を生産する工業団地を擁しており、生産された工業製品は、本件区間に対応する主要幹線道路である一般国道24号の一般道路部分（以下「現道」という。）、現道の一部区間に対応する一般国道24号「橿原バイパス」（以下単に「橿原バイパス」という。）及び一部供用済みの本路線等を利用して県内外へ輸送されている。また、五條市は、柿等の生産が盛んな地域であり、収穫された農作物は、現道、橿原バイパス及び一部供用済みの本路線等を利用して県内外へ出荷されている。

しかしながら、現道及び橿原バイパスは、物流等に広く利用されるとともに、橿原市等の既成市街地を通過していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路及び現道のバイパスとしての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、橿原市新賀町地内で19,885台/日、また、橿原バイパスの自動車交通量は、同市曾我町地内で47,100台/日であり、混雑度はそれぞれ1.29、1.36となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、西名阪自動車道等と連絡することで、近畿圏における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道及び橿原バイパスの通過交通等を分担することから、現道及び橿原バイパスにおける交通混雑の緩和が図られるな

ど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である奈良県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年9月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和元年8月等に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等をを超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているハイタカ、ニホンイシガメ、コオイムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ等その他この分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が35か所存在するが、このうち25か所については既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る10か所についても奈良県と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第2級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定

める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年11月22日に都市計画決定された都市計画と、一部区間における構造形式等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、近畿圏における広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道及び橿原バイパスは交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる京奈和自動車道整備促進期成同盟会等より、地域産業の振興を図る観点から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 奈良県橿原市役所及び大和高田市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地  
奈良県橿原市土橋町、曾我町及び新堂町地内  
奈良県大和高田市出及び勝目地内